

健医援 第 1475 号  
平成 28 年 10 月 28 日

神奈川県内の保険医療機関  
保険薬局  
柔道整復師  
鍼・灸・マッサージ師  
訪問看護ステーション 各位

横浜市健康福祉局医療援助課

横浜市小児医療費助成制度の対象拡大についての協力について（依頼）

日頃から本市医療費助成事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本市では、小児医療費助成制度における通院助成の対象を、平成 29 年 4 月 1 日診療分から小学 6 年生まで拡大するとともに、新たに助成対象となる小学 4・5・6 年生には、一定の負担を求めることとしました。

県内各医療機関様、保険薬局様、訪問看護ステーション様におかれましては、独自に導入されておりますレセプトコンピュータ等のシステム改修について、ご準備をしていただきたく、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、制度改正の内容は、裏面に記載しておりますが、平成 29 年 4 月 1 日以降の診療分にかかる診療報酬の請求方法につきましては、後日、ご連絡させていただく予定です。

今後も、本制度の円滑な実施に向け、皆様の御理解と引続きの現物給付の御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

裏面があります

横浜市では、平成 29 年 4 月 1 日の診療分から  
小児医療費助成の対象を小学 6 年生まで拡大します

【制度拡大の内容】

- ① 通院助成の対象を小学 3 年生までから小学 6 年生までとします（所得制限があります）。
- ②新たに通院助成の対象となる小学 4・5・6 年生は、通院 1 回の負担上限額 500 円までとし、500 円を超える額を、本市が助成します。  
  
受診者には、通院 1 回 500 円までの請求をお願いします。保険診療の自己負担 3 割が通院 1 回 500 円に満たない場合は、その額まで、受診者に請求してください（本市は助成しません）。
- ③ 本人負担 500 円までの対象は、医科・歯科・柔道整復、針・灸・マッサージ、訪問看護です。
- ④ 入院助成は、自己負担分（3 割）を本市が助成します（現行どおり）
- ⑤ 調剤（院外薬局）は、自己負担分（3 割）を本市が助成します（現行どおり）
- ⑥ 保護者の市民税が非課税の場合は、無料とします（本人負担なし）
- ⑦ 月額上限額の設定はありません。

【今後の予定など】

- ① 医療証に負担金の内容（「通院 1 回 500 円まで」等）を表示する予定です。
- ② 医療証の交付には、お住まいの区役所に申請が必要です。  
  
平成 29 年度に小学 5・6 年生（現在の小学 4・5 年生）になるお子さまの保護者様には、平成 29 年 1 月下旬に「制度拡大のお知らせ・申請書」を送付する予定です。  
  
平成 29 年度に小学 4 年生（現在の小学 3 年生）になるお子さまの保護者様は、申請不要です（有効期間を延長します）。平成 29 年 1 月下旬に「制度拡大のお知らせ」を送付する予定です。
- ③ 新たな助成対象者には、平成 29 年 3 月下旬に医療証を交付する予定です。
- ④ 小学 4・5・6 年生の拡大により、約 6 万 3 千人増え、約 30 万 4 千人となる見込みです。

担当：横浜市健康福祉局医療援助課福祉医療係  
丸山・垣内・荻久保・神馬  
TEL：(045)671-4114～6  
FAX：(045)664-0403  
E-mail：[kf-iryoenjo@city.yokohama.jp](mailto:kf-iryoenjo@city.yokohama.jp)